

上尾市というところ

上尾市は、江戸時代に設置された旧中山道「上尾宿」を起源とする宿場町であり、埼玉県南東部に位置しています。



昭和33年7月15日に誕生した上尾市は、令和5年に市制施行65周年を迎えました。

総人口 230,123人
 ▷男性113,674人
 ▷女性116,449人
 世帯数 108,502世帯
 基準日：令和6年4月1日

高齢化率：27.7%
 療育手帳所持者：1846人
 精神障害者手帳所持者：2484人

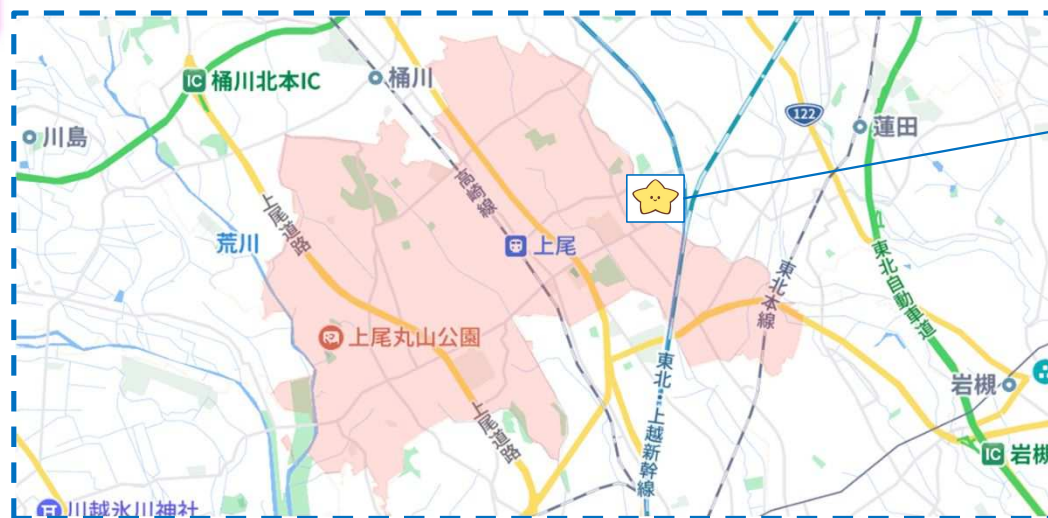
アクセス

JR高崎線：上尾駅・北上尾駅

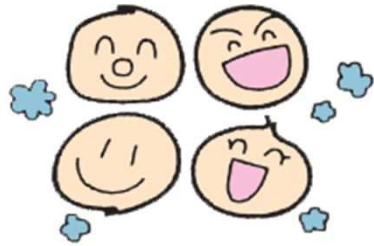
ニューシャトル：沼南駅・原市駅

* 上尾駅から東京駅まで約43分とアクセスが良好

「東大宮」駅や「桶川」駅、「宮原」駅、「日進」駅、「指扇」駅、「丸山」駅等が最寄駅となる地域もあり市域も多彩



ほぼ伊奈町に近いセンター



令和6年度権利擁護支援シンポジウム

「新城市権利擁護支援センターについて」

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会

相談支援課長兼新城市権利擁護支援センター長 秋野美紀子

1. 新城市の概要



徳川家康ゆかりの地も
多くあります！！

○愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に隣接している。

○県内2番目の広さを有する。(8割が山林)

○人口 42,481人 (令和6年11月1日現在)

○高齢化率 38.0% (令和6年11月1日現在)

○療育手帳所持者 449人

精神障害者保健福祉手帳所持者 497人



観光
名所



暮らし
の風景



2. 新都市の政策

○平成25年 地域自治区制度のスタート

2040年に「消滅する可能性がある都市」と日本創生会議から発表される。愛知県内では、新都市のみであった。

○平成26年 「若者議会条例」の制定

○平成30年 「福祉円卓会議条例」の制定

○令和 3年 「新都市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の制定

「支える人を支える」まちづくり

○令和 4年 上記条例に基づき、「福祉従事者支援施策推進会議」がスタート

令和3年 市長が交代
新市長が「高齢者、障がい者の方への権利擁護支援の体制を整えます」とマニフェストに明記

3. 新城市社会福祉協議会

【相談支援課】R5.4～

- 新城市権利擁護支援センター
- 法人後見事業
- 日常生活自立支援事業
- 無料法律相談
- 心配ごと相談

【正規】社会福祉士 5名

【嘱託】介護福祉士 1名

【非常勤職員】14名（R6.10月現在）

よりそいサポーター養成講座修了者	5名
市民後見人養成講座修了者	8名
その他	1名

（社協OB・市役所OB・民生委員OBが多い）

4. 新城市権利擁護支援センター

年	国	センター
H25		市からの委託事業として、「成年後見支援センター」を開設
		同時に、市の補助事業として「法人後見事業」もスタート
H28	国が、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行	制度ありきのセンターではなく、権利擁護支援が必要な人のためのセンター機能やしくみをつくるため市と協議開始
H29	上記の法律に基づき、「 <u>成年後見制度利用促進計画</u> 」が策定される	

5. センターの新たな機能

年	国	センター
R元		<u>機能を一部拡充(別紙参照)</u>
R3		「中核機関」を市より受託する
R4	<u>第2期成年後見制度利用促進基本計画</u> が策定される	市からの委託事業として 「市民後見人養成講座」を運営 東三河後見センターと協働実施
R5		名称を「権利擁護支援センター」に変更

新城市権利擁護支援センター

(令和6年10月現在)

- 1 判断能力が十分でない方の権利に関する幅広い相談に応じます。
- 2 相談内容に応じて適切な支援機関へ繋がります。
- 3 成年後見制度の必要性や成年後見人等の受任者の検討・調整をします。
- 4 専門職に対して、支援上必要となる助言を求めることができます。

< 第4段階 >

1. 活動実績の確認
2. 現状課題の把握

運営委員会 年1回

支援検討会議構成機関+医師会
・民生委員児童委員協議会・新城保健所
・新城警察署・市内金融機関の代表

< 第3段階 >

1. ケース対応の協議
2. 専門職からの助言指導
3. 後見人等の受任調整
4. チーム支援

支援検討委員会 月1回(年12回) 第4木曜日

支援検討委員会終了後、受任者調整会議開催
(弁護士・司法書士・社会福祉士)

弁護士・司法書士・社会福祉士・東三河後見C
・医療SW・事務局・関係機関
オブザーバー：家庭裁判所

フィードバック

フィードバック

フィードバック

< 第2段階 >

1. 検討ケースの集約
2. 支援検討会議開催準備
(出席機関選定・出席依頼・通知)
3. 広報・相談・利用促進・後見人支援の検討
4. 運営委員会開催準備

事務局会議 月1回 第3火曜日

市(福祉課・高齢者支援課)
権利擁護支援センター
関係機関

相談等

相談等

< 第1段階 >

相談対応・支援の実施

市(高齢)・地域包括・
介護サービス事業者

権利擁護支援センター

市(障害)・相談支援事業
者・障害サービス事業者

相談内容

【判断能力の低下により】

権利侵害、財産管理ができない、契約ができない、消費者被害にあった、借金の返済ができない、相続の手続きができない、障害のある子の世話ができなくなった等

福岡県
福岡市

人口	1,656,737人
高齢化率	22.32%
療育手帳所持者数	13,595人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	20,957人
地域包括支援センター設置数	57箇所
障害者基幹相談支援センター設置数	14箇所
首長申立件数	一件

市民後見人養成状況
研修会（2024年度） 市主催 10名・県主催(市内在住者) 3名
市民後見人選任状況
候補者：45名（名簿毎年更新） 選任者：2022年度 3名 2023年度 4名 2024年度 8名(含予定)
成年後見制度利用者累積数 (後見・保佐・補助・発効した任意後見)
—

中核機関

形態

福岡市単体・
福岡市社会福祉協議会に委託

設置年

2021年

職員
の
人数

5名

専門職職員の職種とその数

弁護士 1名（センター長）

受任者調整の有無及びその範囲

毎月2回開催・主に市長申立案件
構成員：三士会各2名+行政+センター長
受任者：95%以上が三士会

チーム支援の取組

チーム形成・自立支援を行っている事案

—

個別のチーム形成・自立支援に関わる際に
工夫していること話しやすい空気を作る、後見人の役割
やできることとできないことを伝える。チーム形成・自立支援に関して、
地域での課題支援者の中に「チーム支援」という
考え方がまだ浸透していない

後見人等として、チーム形成・自立支援において、中核機関に期待すること

本人やチームメンバーとの顔合わせ支援、
受任調整会議から後見人選任までの情報整理と引継ぎの支援

愛知県 豊田市



人口	414,990人
高齢化率	24.75%
療育手帳所持者数	3,688人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4,095人
地域包括支援センター設置数	28箇所
障害者基幹相談支援センター設置数	基幹的リーダーを5か所設置
首長申立件数	38件

市民後見人養成状況	125名 (R1~R6延べ)
市民後見人選任状況	実働数24名 (延べ34名)
成年後見制度利用者累積数 (後見・保佐・補助・発効した任意後見)	後見：459人 保佐：87人 補助：23人 発効済任意後見：5件

中核機関

形態	単独、直営 + 一部委託 (社協)		
設置年	2017年	職員の人数	市) 4名 社協) 10名
専門職職員の職種とその数			
市) 社会福祉士 1名 社協) 社会福祉士 2名・精神保健福祉士 2名			
受任者調整の有無及びその範囲			
中核機関に相談があり 申立てにつながった案件全件			

チーム支援の取組

チーム形成・自立支援を行っている事案	中核機関に相談があり 申立てにつながった案件全件
個別のチーム形成・自立支援に関わる際に工夫していること	後見人等選任後1か月内を目途に、 本人や支援者、新たに選任された後見人等を集めたチーム会議を全件で実施
チーム形成・自立支援に関して、地域での課題	担い手の不足
チーム形成・自立支援において、後見人としてのリーガルサポート会員に期待すること	
チーム支援の意義の共有	



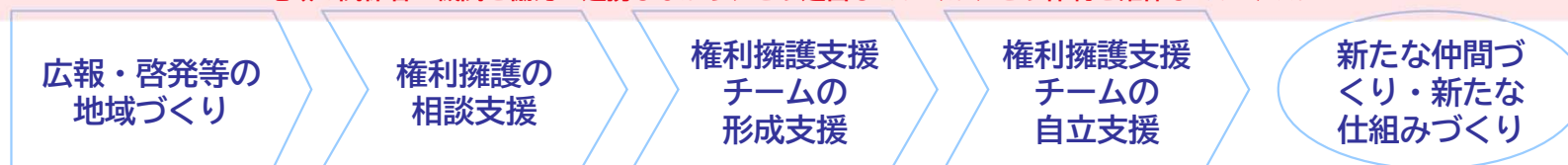
豊田市における中核機関について

○ 豊田市成年後見制度利用促進計画 どういふ社会を目指すのか、どう段階的に機能整備するのか

【目指すまちの姿】 安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち
 ～ いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～
 【目 標】 包括的な相談支援体制の充実と暮らしを支える環境整備が図られること

○ 中核機関としてのコーディネート機能（事務局機能）

地域の関係者・機関と協力・連携しながら、どう運営していくか、どう体制を確保していくのか



○ 中核機関としてのコーディネート機能（個別支援の調整機能）

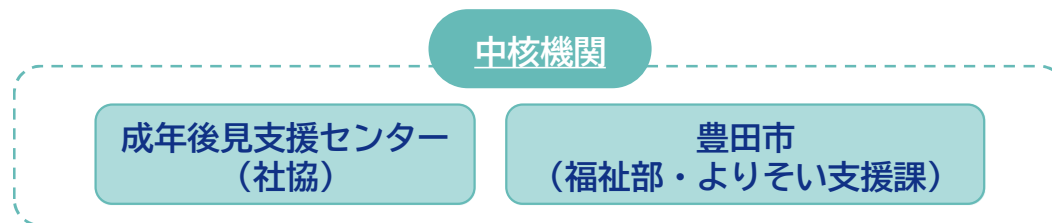
①福祉+司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

②誰が申し立てるか
(首長申立含む)
候補者は誰がよいか

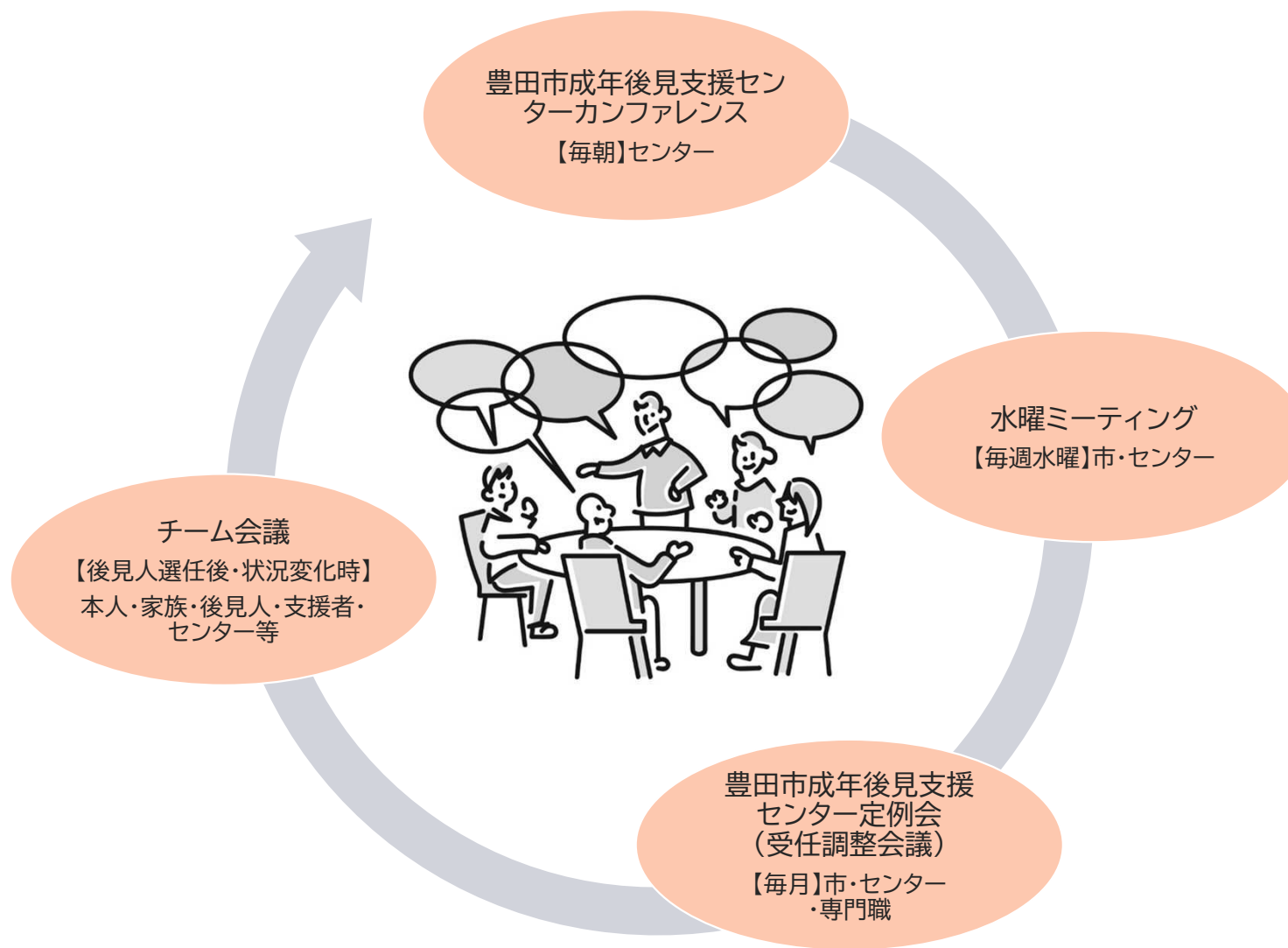
③チームが機能しているかどうか

<豊田市の考え方>

政策的な判断・対応を行う「豊田市役所」と、支援の実践・連携を担う「センター」が共働することで、中核機関の役割を果たすことができる



豊田市における権利擁護支援チームの形成と自立を支援する会議体



豊田市成年後見支援センター定例会（受任調整会議）について



広報・啓発等の
地域づくり

権利擁護の
相談支援

権利擁護支援
チームの
形成支援

権利擁護支援
チームの
自立支援

新たな仲間づ
くり・新たな
仕組みづくり

○ 中核機関としてのコーディネート機能（個別支援の調整機能）

①福祉+司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

②誰が申し立てるか
(首長申立含む)
候補者は誰がよいか

③チームが機能してい
るかどうか

センターだけでなく
行政や専門職も検討に加わることが重要

多職種での検討・確認の場の仕組み化

定例会の概要（月1回程度）

【内 容】

- ①相談案件の進捗状況や対応の方向性の確認
- ②後見人支援の進捗状況や対応の方向性の確認
- ③各参加者間での情報交換等
- ④専門職、市民後見、法人後見の候補者調整
(受任調整会議)



豊田市における受任者調整のフロー

本人が必要とする支援の中心が、財産管理や身上保護を通じた「丁寧な見守り」や「意思決定支援」である

YES



とよた市民後見人

※ 市民後見人へのリレーや市民後見人との複数受任をあらかじめ検討する

ただし、「法的問題の解決」や「福祉的な支援の調整（居所の安定などを含む）」が同時並行で進む場合

※ 専門的支援の見通し・課題解決の時期などが明らかな場合

専門的支援の検討			
	ア 法的な支援の必要性	イ 福祉的な支援の必要性	ウ セーフティネット支援の必要性
検討の視点	① 債務整理、金銭搾取等紛争性(の可能性)に対する支援が必要	① 介護・福祉サービスの利用調整や入院・入所の調整や、それらとの連携が中心となる支援が必要	① 8050問題・ひきこもり・虐待対応・ネグレクト等行政機関との緊密な連携を要する支援が必要
	② 不動産の売却や相続手続き等の支援が必要	② 若年者や長期入所者など比較的長期期間にわたる丁寧な身上保護が中心となる後見活動が必要	② 成年後見制度利用支援事業の対象にならない境界層の低所得者への後見活動が必要

※ その他、本人の特性や状況、支援環境などを加味しながら、受任調整を検討（複数受任の検討、社会福祉連携推進法人が受任する際の利益相反関係の確認を含む）

<基本的な考え方>

ア①の視点が支援の中心

弁護士



ア②の視点が支援の中心

司法書士



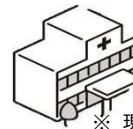
イ①の視点が支援の中心

社会福祉士



イ①or②の視点が支援の中心

法人後見団体



ウ①or②の視点が支援の中心

**社協法人後見
(市委託事業)**



※ 専門性を発揮する支援が終了した場合は、成年後見支援センターに相談して市民後見人へのリレーを検討。

※ 現在は、市内に「社会福祉連携推進法人となりの」のみ。

チーム会議について

広報・啓発等の
地域づくり

権利擁護の
相談支援

権利擁護支援
チームの
形成支援

権利擁護支援
チームの
自立支援

新たな仲間づくり・新たな
仕組みづくり

○ 中核機関としてのコーディネート機能（個別支援の調整機能）

①福祉+司法の視点で
後見が必要か
他の支援はどうか

②誰が申し立てるか
(首長申立含む)
候補者は誰がよいか

③チームが機能してい
るかどうか

相談段階から

確認された「本人の希望」
蓄積された「情報」
把握すべき「課題」
構築された「チーム」

適切な
方針等の共有・役割分担 が必要

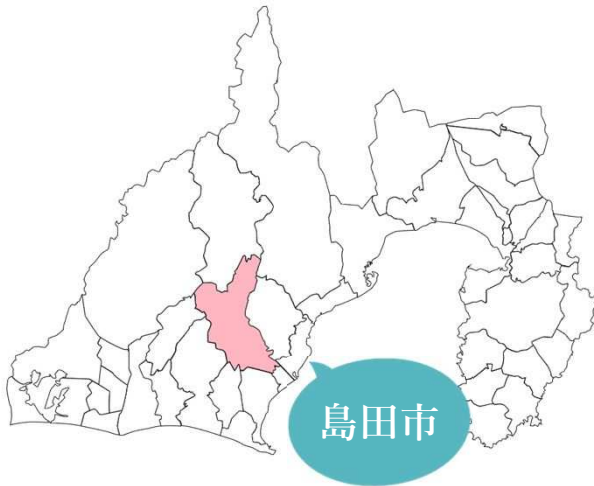
チーム支援の適切なスタートの仕組み化

チーム会議の概要（後見人選任後）

- 【参加】 本人、親族、成年後見人等、行政や医療・福祉関係者、センター職員
- 【事務局】 豊田市成年後見支援センター
- 【内容】 センターが相談・申立支援などで収集した本人の希望や課題などを成年後見人等に適切に引き継ぐ。また、チームが自立して支援できる体制を構築することを目的に、本人や親族、関係機関を集め、情報共有・支援方針のすり合わせ・役割分担などを行う。



静岡県 — 島田市



島田市

人口	95,218人
高齢化率	32.3%
療育手帳所持者数	1,003人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	764人
地域包括支援センター設置数	6箇所
障害者基幹相談支援センター設置数	1箇所
首長申立件数	11件

市民後見人養成状況
養成講座終了者数 12名
市民後見人登録者数 8名
市民後見人選任状況
11人
成年後見制度利用者累積数 (後見・保佐・補助・発効した任意後見)
183人

中核機関

形態	単体／行政 ＋成年後見支援センター (社協)		
設置年	2022年	職員の 人数	5人
専門職職員の職種とその数	社会福祉士 2名		
受任者調整の有無及びその範囲	全件		

チーム支援の取組

チーム形成・自立支援を行っている事案	全件
個別のチーム形成・自立支援に関わる際に工夫していること	積極的に相談すること or 既存のメンバーだけでは対応が難しいと感じた時には、既存のメンバー以外にも声をかけて、関わってもらえるようにすること
チーム形成・自立支援に関して、地域での課題	事前面談の実施ができない ケースがあること
後見人等として、チーム形成・自立支援において、中核機関に期待すること	

気軽に相談できる場を作って（提供して）ほしい。



【様式1】

アセスメントシート

記入日：令和 年 月 日

記入者：

(本人との面会：あり・なし)

【本人基本情報】

(ふりがな) 氏名			生年 月日	昭和 年 月 日 (歳)
支援が必要 となった 状況・経緯	【緊急性】 あり・なし			
居住地 (現住所地)	_____市・町	<input type="checkbox"/> 自宅で独居 <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> 施設入所 () <input type="checkbox"/> 病院入院 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
	_____地区	【今後の見通し】		
障害種別	<input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明 初診日：			
介護認定	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 認定済 [要支援 () 要介護 ()] 認定日：	社会・地域 との交流 【外出頻度】	<input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回未満 【外出先・社会参加状況等】 ()	
障害支援 区分	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 認定済 [区分：] 認定日：	現在の 就労状況	<input type="checkbox"/> 一般就労 (パート・アルバイト含む) <input type="checkbox"/> 障害者雇用 <input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> その他 ()	
手帳の所持 <input type="checkbox"/> 手帳なし	<input type="checkbox"/> 療育手帳 [A・B] <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 [] 級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 [] 級	福祉サービ ス利用状況		
健康状況 <input type="checkbox"/> 病気なし <input type="checkbox"/> 病気あり	病名 (主疾患) 通院状況	【その他既往歴及び特記事項 (心身の状況など)】		
対人関係 の特徴				

【様式1】

生活史（生育歴、学歴、職歴）		本人の語っている言葉	
		【今後の生活の意向】	
		【大切にしていること】	
		【困っていること】	
		【支援者をお願いしたいこと】	
本人が楽しみにしていること・本人の生活状況			
財産状況			
収入総額 (月額)	円	支出総額 (月額)	円
1 年金	円	1 生活費	円
2 生活保護	円	2 福祉サービス利用料	円
3 給与・賃金	円	3 家賃	円
4 その他	円	4 施設利用料	円
()	円	5 その他	円
		()	円
資 産			
		預貯金	円
		負債	円
		不動産	あり・なし
		()	()
		その他	()
		()	()
【特記事項（管理者の氏名等）】			
	親族から見た現状・考えていること	支援者から見た現状・考えていること	
本人の強み			
日常・社会生活上の課題			
今後の希望・展望			
成年後見制度の利用に関する意見			

【様式1】

診断書について	類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助	受診日	
成年後見制度の利用に関する本人の意向	<input type="checkbox"/> 制度についての説明を理解し、利用を希望している <input type="checkbox"/> 制度についての説明を理解し、利用を拒否している <input type="checkbox"/> 制度についての説明をしたが、理解できない <input type="checkbox"/> 制度について説明していない <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	【理由や背景事情】			
日常生活自立支援事業の検討	<input type="checkbox"/> 検討済み <input type="checkbox"/> 未検討	【検討結果・理由】		
成年後見制度の利用により解決したい課題	<input type="checkbox"/> 本人の不動産の処分 <input type="checkbox"/> 他人の不動産に関する契約、解約 <input type="checkbox"/> 通帳の保管や各種支払い <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻、解約 <input type="checkbox"/> 保険金の請求 <input type="checkbox"/> 債務整理 <input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> 書類の確認や各種手続き <input type="checkbox"/> 虐待や搾取、権利侵害への対応 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約取り消し <input type="checkbox"/> 介護サービス等の利用契約 <input type="checkbox"/> 施設入所・病院入院の契約締結 <input type="checkbox"/> 将来への備え <input type="checkbox"/> 定期的な見守り <input type="checkbox"/> その他（ ）			
今後、契約が必要と見込まれる福祉サービス				
制度では解決できない課題（残された課題）	(課題)		(対応策)	
今後、本人を支えていくチームのメンバー				
その他				

上尾市成年後見センター支援調整会議

検討ケースの概要

No. _____

検討区分	<input type="checkbox"/> 制度利用検討 <input type="checkbox"/> 申立人の適否 <input type="checkbox"/> 候補者の検討 <input type="checkbox"/> 他制度の検討 <input type="checkbox"/> 助言 <input type="checkbox"/> その他
本人	
家族・親族等 状況	
収入・資産等 経済状況	
心身の状況	
生活環境	
判断能力	
福祉サービス	
相談の経緯	
検討いただきたい事項	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
課題	・